

令和元年度

芦屋市まちづくり懇談会

回答書

芦屋市自治会連合会

〔令和元年11月18日（月）〕

# 目次

質問 No.1	山手サンモールの道路整備について（1ブロック）	1
質問 No.2	阪急芦屋川駅北広場と桜橋をつなぐ歩道橋の拡幅について（1ブロック）	1
質問 No.3	生活環境の保全に関する対策について（2Aブロック）	2
質問 No.4	私学に通う子どもに対する通学費助成について（2Aブロック）	3
質問 No.5	コミュニティバスの実施について（4ブロック）	3
質問 No.6	市営住宅等の跡地利用について（4ブロック）	3
質問 No.7	阪神電鉄の立体化高架事業の早期実現について（5・6Aブロック）	4
質問 No.8	JR駅南再開発計画について（6Aブロック）	5
質問 No.9	自治会役員の担い手不足の解消について（6Bブロック）	6
質問 No.10	地域の垣根を越えた親睦・交流会の推進について（6Bブロック）	6
質問 No.11	国道43号打出交差点・稻荷山線の交通安全対策の推進について（8ブロック）	7
質問 No.12	江尻川河口護岸の嵩高を始めとした整備について（8ブロック）	7
質問 No.13	高齢化に対応したまちづくりの在り方について（9A・9Bブロック）	8
質問 No.14	道路や植栽の対応について（9A・9Bブロック）	8
質問 No.15	民泊への対応について（10ブロック）	9
質問 No.16	マナーの悪い釣り客への対応について（10ブロック）	9

※網掛け部分が、今年度まちづくり懇談会で討議する内容です。

質問 No. ( 1 )	ブロック ( 1 )
<p><b>◆山手サンモールの道路の整備について</b></p> <p>【①山手サンモールの道路の整備をお願いしたい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆車道部はアスファルト舗装。歩行部はインターロッキング舗装ですが、道路面が経年による劣化や面の凹凸が生じている。</li> <li>◆道路両側への排水の為に高低差が大きく、非常に歩きにくい。</li> <li>◆通行車両との接触等の危険性が高い。</li> <li>◆歩いて楽しくショッピングできるような道路に改良すれば、地域の活性化にも貢献できるのではないか。</li> </ul>	
回答	道路・公園課
<p>経年による路面の凹凸等の劣化については継続して補修してまいります。また、全体的な改修については、阪急芦屋川駅周辺の面整備や都市計画道路を含めたまちづくりとしての事業実施が必要であることから、総合計画などで方向性を示すなど、今後に向けて検討すべき課題と認識しております。</p>	

質問 No. ( 2 )	ブロック ( 1 )
<p><b>◆阪急芦屋川駅北広場と桜橋をつなぐ歩道橋の拡幅について</b></p> <p>【②阪急芦屋川駅北広場と桜橋をつなぐ歩道橋の拡幅について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆阪急芦屋川駅北広場と桜橋を継ぐ歩道橋の幅が狭く、特に雨の日は対面通行が出来ない状況です。以前に踏面の改良を施工していただきましたが、根本的な拡幅工事をお願いしたいと思います。</li> <li>◆並行してもう1基設置していただければ安全通行が確保できると思います。ご検討をお願いします。</li> </ul>	
回答	道路・公園課
<p>阪急陸橋は幅員、勾配とも立体横断施設に関する基準に適合していますが、利用者が多く相互通行の際には余裕がないことは把握しております。阪急芦屋川駅周辺の一体的なバリアフリー化には、面整備や都市計画道路を含めたまちづくりとしての事業実施が必要であることから、今後総合的に検討すべき課題と認識しております。</p>	

## ◆生活環境の保全に関する対策について

## 【①生活環境の保全に関する対策について】

- ◆市内各地に適切な管理が行われていない空地や空き家が点在し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。また、人が住んでいる住宅においても庭木が道路に越境するなど同様の問題が散見される。
- ◆2015年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、芦屋市周辺（神戸市、西宮市、尼崎市、宝塚市、三田市…）の各市では空き家等の対策計画が公開され、行政代執行に言及した条例が制定済みの自治体も多い。しかし、芦屋市では空き家等の対策について公開されていない。（「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の中で空地について非常に限定的な規制があるのみ）
- ◆2019年の芦屋市の高齢化率、後期高齢化率はそれぞれ28.55%、14.65%であり、全国、兵庫県の平均を大きく上回っている。また、北部の六甲山域では土砂災害の危険性も高い。こういった芦屋市の特性も考慮すると、国際文化住宅都市として特別な法律を有し、庭園都市宣言を公開し、全域を景観地区と定めている芦屋市においては、周辺自治体以上に実効力のある「安全で美しいまちづくり」「生活環境の保全」の枠組みが求められている。
- ◆このような観点から、以下の三点を要望します。
  1. 空き家空地対策の推進計画（条例含む）の策定・公開を求めます。
  2. 市の全域に沿道区域を指定することで、道路法第四十四条による規制を求めます。
  3. 「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」、風致地区制度、近郊緑地保全区域制度等の実効的運用を求めます。

回答

環境課，住宅課，道路・公園課，都市計画課

空地については、衛生害虫発生の観点から所有者の方に適切な管理をお願いしているところです。

空き家に関する苦情・要望については、住宅課を始めとした関係部署が連携して対応しているところです。平成29年3月から空き家相談窓口及び平成30年8月からは、空き家活用支援事業を創設して、空き家対策を行っております。

空き家等対策計画につきましては、策定に向けて他自治体の対策手法等について、調査・研究を行っているところです。

沿道区域の指定については、指定することによって、道路区域外にも私権を制限することになるため、慎重に判断する必要があります。現在のところ、樹木の越境などにより、道路の交通に大きく支障をきたしたり、著しく危険となるような事例も少ないため、沿道区域を指定をする方法ではなく、道路管理者として改善するよう指導を行ってまいります。

風致地区及び近郊緑地保全区域内における行為に係る規制等については、適切な運用とともに、適宜必要に応じ指導等を行っているところです。

質問 No. ( 4 )	ブロック ( 2A )
<p><b>◆私学に通う子どもに対する通学費助成について</b></p> <p>【②私学に通う子どもに対する通学費助成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆昨年度に小・中学生の遠距離通学費助成が実施になったが、現在の内容では、私立への通学及び高校生は対象となっていない。</li> <li>◆私立に通う小・中学生及び高校生も助成の対象としてほしい。</li> </ul>	
回答	教委管理課
<p>遠距離通学に係る補助につきましては、文部科学省が平成27年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づく通学距離の考え方をもとに実施しているものであることから、私立中学校に通う生徒及び高校生まで対象を拡大することは考えておりません。</p>	

質問 No. ( 5 )	ブロック ( 4 )
<p><b>◆コミュニティバスの実施について</b></p> <p>【①コミュニティバスの実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆朝日ヶ丘町、東山町等山手地区は坂が多く高齢者や児童にとって外出手段はバスが多い。一部阪急バスが運行されているが不便です。そこで、マイクロバスによるコミュニティバスの運行が実施出来ないかを検討いただきたい。</li> </ul>	
回答	都市計画課
<p>コミュニティバスの運行は、地元機運の醸成に応じて、既存の公共交通等を補完する施策を市民、事業者及び行政が連携・協働しながら検討することとしておりますので、実施事例の調査・研究とともに、運行実験の実施等も見据え、まずは、地域の皆さまのご意見・ご要望を把握するため、関係する自治会、老人クラブに聞き取りを行っているところです。</p>	

質問 No. ( 6 )	ブロック ( 4 )
<p><b>◆市営住宅等の跡地利用について</b></p> <p>【②市営住宅等の跡地利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市営住宅集約によって跡地が次々と売却されています。山手地区は公共施設が少ないので、図書館、体育館、福祉避難所、公園等の複合施設を建設していただきたい。</li> <li>◆翠ヶ丘町22街区の市営住宅跡地は隣接する翠ヶ丘公園を拡張して欲しい。翠ヶ丘町は山手幹線によって約500坪の公園が失われています。</li> </ul>	
回答	用地管財課， 道路・公園課， 住宅課
<p>翠ヶ丘町22番及び朝日ヶ丘町の市営住宅跡地については、「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」の中で、大規模集約事業の財源に充てるため売却することとなっており、今年度一般競争入札により売却予定です。</p> <p>翠ヶ丘町周辺には、一定規模の公園がない状況ですが、売却益を含めた財源確保や他事業との優先度を考慮する必要があると考えています。</p>	

## ◆阪神電鉄の立体化高架事業の早期実現について

## 【阪神電鉄の立体化高架事業の早期実現について】

- ◆阪神電鉄の立体化高架事業は、隣接する神戸市と西宮市ではすでに完成をみており、芦屋市の区域のみが取り残されている。
- ◆芦屋地域における多くの踏切による車の恒常的な渋滞、一般歩行者の通行不安、近隣住民の警報・警笛による騒音等、多くの犠牲を強いられている。加えて、阪神間というつながりのある生活環境を共有する中で、疎外と格差感を生じさせることにもなっている。
- ◆この実態を市民からみれば、生活環境に対する不作為による生活権の侵害と言えるのではないかと考えられる。
- ◆住みよい安心、安全なまちづくりを目指す基盤整備と言える社会的課題の立体化高架事業の実現について、行政としての今後の対応、取り組みをお伺いしたい。

## 【①阪神電鉄芦屋市内間の耐震構造高架化の早期実現について】

- ◆打出駅東踏切が、朝夕の交通量が多い時間帯には国道43号線にまで届く渋滞を起こしている。
- ◆本通りから精道町ガードは震災後、南北道路は拡幅され広い歩道が確保されたが、ガードは旧来のままのため歩道が分断されているため見通しが悪く、電車沿い東西道との安全が確保されない。現実に子どもと車の接触事故が起きている。
- ◆阪神芦屋駅から東に3番、4番目のガードでも見通しが悪く、車と人の接触事故が起きている。
- ◆大震災が起きた場合、阪神電車のガードが、大型車両の南北交通を遮断し、避難や復興等の障害になる。
- ◆阪神電車の梅田・三宮間は、芦屋市を除き工事中を含め既にほぼ高架化が完成している。芦屋市だけが出来ない合理的な理由は見当たらない。市民の安全安心のために労を厭うことなく推進するよう求める。
- ◆都市部鉄道高架化は特定財源を充て推進するよう法制化されており、費用負担は事業者10%、国・地方自治体が90%、人口20万人以下の一般市の負担は5%以下とある。阪神電車の梅田・神戸間で芦屋区間だけが未決であり、事業者、県、国も芦屋市の申請を待っており障害はない。費用は約300億円、工事期間は10年と仮定して、芦屋市の負担は12億円程度と見積り、単純計算で年1.2億円となるため過大に負担ではない。阪神・淡路大震災による残債により課題負担が障害なら、国の無利子融資で財政圧迫の緩和策も考えられる。
- ◆阪神電車芦屋区間高架化の完成目標年次を明示するように要請する。

回答

都市計画課

阪神電車の立体交差化は、通行の円滑化及び安全性の確保を図る上で、有効な手段と認識しておりますが、本市の財政への影響等を鑑みながら、今年度、都市施設の整備優先度等を検討する中で、方向性を明らかにしてまいります。

## ◆ JR 駅南再開発計画について

## 【② JR 芦屋駅南再開発計画について】

◆ 下記について、市案の丁寧な説明を求めます。

1. バスロータリー及び自家用車ロータリーの、東西通過型とデータに基づく科学的比較の明示（得失）、バス便（経路含む）の明示について
2. JR 改案の使い勝手の悪さや負担割合の不公平について
3. 街路事業にできない具体的な理由
4. まちづくり協議会の趣旨に沿った本来のあり方、透明性の高い健全な運営への改善（市からの一方的説明会でなく、関係者との有意義な意見交換会にしたい）

◆ JR 芦屋駅南再開発計画に関わる要望書の回答について

1. 平成30年12月27日付で都市建設部長宛に提出した要望書の回答をいただきたい。
2. 北側から駅南に移ってくるバス路線の経路を早急に示していただきたい。阪急バスが決めるのであれば、事前に市として住民側の要望を申し入れてほしい。
3. 桜通りの景観保全とバス路線の新設（変更）
4. エリアブランディングの具体的なイメージを明確にしてほしい

回答

都市整備課，政策推進課

通過型は、バス停付近での人の乱横断や、送迎の停車車両が発生するなど、安全性が確保できないため、バス・タクシー及び一般車の乗降場と通過交通を排除し、安全な交通広場となるようロータリー型を採用しております。なお、バス便数、運行経路はバス事業者が計画するものですが、計画が示された段階で協議を実施し、安全安心で利便性の高い交通環境の実現を図ってまいります。

JR 芦屋駅改良工事は、市街地再開発事業の支障となる駅後方施設などの移転及びエスカレーターの設定によるバリアフリー環境の整備など駅利用者の利便性向上のため、JR 西日本が駅舎の構造や工事中の安全確保なども踏まえた計画としております。事業の実施にあたっては、「社会資本整備総合交付金」を活用しており、費用負担の割合は、「都市・地域交通戦略推進事業制度」に基づき算定しております。

事業手法については、地域の皆さまに意向調査を行い、当地区内での居住や商業を継続したいとお考えを踏まえ、検討してまいりました。

街路事業では、地権者は用地買収により区域外への転出となるため、交通広場などの公共施設と再開発ビルを整備し、居住と商業の継続が可能な市街地再開発事業が最適であると判断したところです。

まちづくり協議会は、本地区の整備について、早期の事業化を図るために必要な事項を、市と協働で具体的に検討し、決定していくことを目的としており、平成25年度から地元の皆さまと研究会や計画検討会を開催し、検討を進めてまいりました。

現在、総会において議案が承認されず、活動できない状況となっておりますが、会員の皆さまのご理解を得て、臨時総会を開催し、活動を再開したいと考えております。

また、平成30年12月27日付で受領した要望書については、10月15日付、芦都整338号で回答しましたとおり、バスの運行経路はバス事業者が計画するものですが、計画が示された段階で協議を実施してまいります。なお、いただいたご要望については、既に阪急バスへ伝えております。

なお、エリアブランディングは、JR 芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて商業施設が緩やかに集まる地区から旧山邑家住宅に至る芦屋川地区を対象としており、旧宮塚町住宅やあしや市民活動センター、旧山邑家住宅のリニューアルや、JR 芦屋駅南地区の再開発事業に合わせて、さまざまな取組にまとまりを持たせることや、市民の参画・協働の取組を通じて、さらなるにぎわいなど、新たな価値の創出を図るプロジェクトです。

質問 No. ( 9 )	ブロック ( 6B )
<p><b>◆自治会役員の担い手不足の解消について</b></p> <p>【①自治会役員の担い手不足の解消について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆役員活動者の人的減少が顕著になってきている。</li> <li>◆新たな人員の確保のために対策の立案をしてほしい。</li> </ul>	
回答	市民参画課
<p>役員活動者の人的減少が自治会活動の継続性から見ても大きな課題となっていることは認識しておりますが、一方で若い世代の参加を促す取組をされている自治会もありますので、対策については単位自治会の情報交換や情報共有の場でもあります自治会連合会で活発な意見交換や協議でアイデアを出していくことが必要であると考えております。</p> <p>市においても自治会への加入を促進するリーフレットの作成や「自治会活動の手引き」を自治会連合会加入自治会以外の団体も活用できる内容にするなど、引き続き啓発に努めてまいります。</p>	

質問 No. ( 10 )	ブロック ( 6B )
<p><b>◆地域の垣根を越えた親睦・交流会の推進について</b></p> <p>【②地域の垣根を越えた親睦・交流会の推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆町内会の垣根を越えての親睦や、交流目的のイベントの開催が必要であると思う。</li> <li>◆マンションの住人との交流活動の推進を実施してほしい。</li> </ul>	
回答	市民参画課
<p>地域の親睦や交流については、各集会所運営協議会がそれぞれイベントを開催するなどの取組をされています。マンションにお住まいの方との交流も、各自治会が状況に合わせて実施されることが効果的であると考えております。なお、市では、地域の活性化など地域課題の解決に向けて自主的に取り組む事業には、市民提案型補助金を創設しており、採択した事業に補助金を交付しておりますので、活用についてご検討ください。</p>	



質問 No. ( 11 )	ブロック ( 8 )
<p><b>◆国道43号打出交差点・稲荷山線の交通安全対策の推進について</b></p> <p>【①国道43号打出交差点・稲荷山線の交通安全対策の推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆打出交差点の歩行者等の安全横断のため、歩道橋を利用したエレベーターの早期設置を求めます。</li> <li>◆市南部における開発行為により通行車両が増加し、稲荷山線の北進において慢性的な渋滞が発生していることから、対策を求めます。</li> <li>◆要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>①稲荷山線北進車両が打出交差点を右折する場合、南進する車両が多い場合には交差点内の右折溜りの台数が限定されている。</li> <li>②阪神電鉄の打出踏切と43号線及び北側の鳴尾御影線信号機との間隔が短いため、停車車両が滞留することにより、43号線南側道路まで渋滞影響が及んでいる。</li> </ul> </li> </ul>	
回答	都市計画課
<p>国道43号打出交差点のエレベーターは、かねてから早期の設置を国に要望しており、現在、国において、設置に係る予算措置に向けた協議が行われていると聞いております。</p> <p>踏切における渋滞解消の抜本的な対策としては立体交差化が有効であると認識しておりますが、本市の財政への影響等を鑑みながら、今年度、都市施設の整備優先度等を検討する中で、方向性を明らかにしてまいります。</p>	

質問 No. ( 12 )	ブロック ( 8 )
<p><b>◆江尻川河口護岸の嵩高を始めとした整備について</b></p> <p>【②江尻川河口護岸の嵩高を始めとした整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆2019年8月2日、兵庫県公表の「高潮浸水想定地域」に当該地区が含まれ、芦屋市における最大潮位箇所江尻川河口付近が示されています。兼ねてから要望をしています当該防潮堤の整備を早期にお願いします。</li> </ul>	
回答	防災安全課
<p>当該箇所は兵庫県管理の護岸であることから、県より令和元年度に『(仮称)兵庫県高潮対策10箇年計画』を策定し、優先度の高い箇所への高潮対策に取り組むと聞いております。なお、護岸の嵩上げ等の対策は、この度公表された想定最大規模の高潮を防ぐ対策として行うものではありません。</p>	

質問 No. ( 13 )	ブロック ( 9A・9B )
<p><b>◆高齢化に対応したまちづくりの在り方について</b></p> <p>【①高齢化に対応したまちづくりの在り方について】</p> <p>◆入居が始まって満40年を迎えた芦屋浜各町の高齢化率は進行が速く、6町のうち、潮見町・緑町・浜風町が40%を超えています。高層地区の高浜町・若葉町も35%になり、芦屋市平均を下回っているのは新浜町だけになりました。これに伴い、商業施設や芦屋浜のまちづくりで①バリアフリー化の推進②高齢化率低下の方策③高層住宅の建替えに向けての政策などの課題を検討し始める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街の中核にある、グルメシティのバリアフリー化の推進</li> <li>・中学校区に1つしかない潮見幼稚園の3歳児保育の早期実現</li> <li>・新浜保育所の存続</li> <li>・複雑な共有地を有する高層地域の、建替えに向けての研究</li> </ul> <p>◆上記の点など、芦屋市の方策を教えてください。</p>	
回答	建築指導課，教委管理課，子育て推進課，都市計画課
<p>グルメシティのバリアフリー化については、今後、増改築等の建築行為があれば、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築行為の面積に応じた指導を行ってまいります。</p> <p>3年保育につきましては、令和3年4月から岩園幼稚園において、試験的に実施することとしているところです。試験的に実施していく中で公立での3歳の教育ニーズや幼児教育無償化による動向等を踏まえ、有効であるかどうかも含めた検証を行う必要があると考えているところです。潮見幼稚園での3年保育の実施については、現時点では考えておりません。</p> <p>新浜保育所の存続については、「市立幼稚園・保育所のあり方」に基づき新浜保育所及び伊勢幼稚園を統合する形で本市の就学前教育・保育施設の中核を担うものとして(仮称)市立西蔵認定こども園の整備に取り組んでおり、存続する考えはありません。</p> <p>まちの再生に関する課題等については、兵庫県ニュータウン再生推進協議会への継続した参加などにより、他市の先行事例を元に調査・研究を進めているところです。</p>	

質問 No. ( 14 )	ブロック ( 9A・9B )
<p><b>◆道路や植栽の対応について</b></p> <p>【②道路や植栽の対応について】</p> <p>◆以前に比べて、公園緑地課・道路課の対応は早くなってありがたいと思っています。</p> <p>◆ただ、芦屋浜内の樹木の成長も早く、歩行・自転車通行に障害になる枝、子どもの姿が発見しにくい道路わきの植栽剪定、横断歩道等の白線の見にくさなどについて、更に早く対応できる策はないでしょうか？</p>	
回答	道路・公園課，街路樹課
<p>植栽については、通学路安全点検や未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検で、要望をお聞きし、植栽の高さを低くするなど対応を進めているところです。</p> <p>また、横断歩道については警察の所管となりますが、点検時には芦屋警察も参加しており、横断歩道の引き直しが必要な箇所について、準備を進められております。</p> <p>街路樹に関しては街路樹更新計画の策定を進めており、街路樹のあり方について整理を進めています。通行の支障となる枝などについては、パトロールでの発見に努めておりますが、お気づきの箇所がございましたらご連絡を頂ければ、対応させていただきます。</p> <p>また、10月1日より街路樹課を新設しております。</p>	

質問 No. ( 15 )	ブロック ( 10 )
<p><b>◆民泊への対応について</b></p> <p>【①民泊への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆芦屋市では地域別構想を設定しており、その中で南芦屋浜地域のまちづくり方針/土地利用の方針として「多様なライフスタイルに対応するとともに、生涯住み続けたいと思える良質かつ、芦屋らしい魅力ある住宅地の提供を目指す」を掲げている。</li> <li>◆しかしながら近年継続的な居住を目的としない外国人の所有物件が増加し、それに伴って条例で禁止されている民泊や民泊類似行為が散見される。</li> <li>◆上記より良好な住環境が維持されず、また国際都市を標榜する芦屋市が避けるべき「地域住民の外国人への悪感情」が増加している。</li> <li>◆芦屋市としてこのような状況を解決すべく、市単独で行ない得るもの、県等の他機関との連携を要するものに分けて検討の上、芦屋市としての見解を取りまとめ、対応方針ならびに具体的方策（地域住民・所有者への周知、通報窓口の開設等のほか、条例制定を含む）と共に説明をお願いしたい。</li> </ul>	
回答	建築指導課
<p>民泊の所管が県であるため、通報窓口を市で設置することはできませんが、ヤミ民泊等の通報が市に入った場合、その内容を芦屋健康福祉事務所に連絡するとともに、民泊営業を規制する条例制定を要望した経緯から、県の指導に同行するなど連携して対応しているところです。</p> <p>また、地域住民、所有者への周知として、市全域で民泊営業ができない旨のチラシを県と市が配布したことに加え、通報を受けて現地で指導する際にも適宜手渡ししているところです。</p> <p>なお、市全域で民泊営業を規制する県条例「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」が平成30年6月15日に施行されていることから、本市での条例制定は考えておりません。</p>	

質問 No. ( 16 )	ブロック ( 10 )
<p><b>◆マナーの悪い釣り客への対応について</b></p> <p>【②マナーの悪い釣り客への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆南護岸に訪れる釣り人達によるマナーの悪さに、住民は長年にわたり迷惑行為を受けている。（道路上に列をなす違法駐車、騒音、ごみの放置による臭い、そのごみからくるカラス被害など）</li> <li>◆近隣住民の4年間に渡る聞き取り調査によると、車のナンバープレートから県外の人たちがかなりの割合でいることも判明している。夜半から早朝にかけて訪れることも多いため、住民の睡眠も脅かされている。</li> <li>◆この問題は、以前から自治会を通じ、市と県にも対応策を要望しているが、これまでの市は、事態を重く受け止めて本気で対策する気があるように感じられない。</li> <li>◆台風被害のあとも、壊れた柵の前をフェンスで囲み「立ち入り禁止」としているにも関わらず、未だ釣り客は違法に侵入し釣りを楽しんでいる。</li> <li>◆また、駐車場には停めず、路上駐車や酷い時には住宅街内へ進入し駐車をしていることも見受けられる。</li> <li>◆道路は市の管轄であることから、夜間閉鎖、及び進入禁止等の道路閉鎖、もしくは釣り客に対する罰則規制を厳しくするための監視体制の強化を求め、早急に自治会と協議することを切にお願いしたい。</li> </ul>	
回答	道路・公園課
<p>外周道路や南護岸のマナー問題は、課題であると認識しており、引き続き芦屋警察や県と調整してまいります。</p>	

